

雇用促進奨励金の交付要件等が緩和されました

(大子町企業立地促進条例及び規則の一部改正により)

大子町内に立地又は事業所を拡張する際に、新規に従業員を雇用した場合、新規雇用者一人につき年額15万円を奨励金として交付します。

(交付期間最大3年間、各年度交付限度額750万円)

※新規雇用者とは、操業開始日の前後6ヶ月以内に新たに雇用し、引き続き1年以上継続して雇用している者をいいます。

【交付を受けるための要件】 ※下線部分が改正点

- (1) 町条例及び規則で定める業種であること。
- (2) 立地又は事業拡張に伴う新規雇用者数が1人以上いること。
- (3) 納期限の到来した市町村税等を完納していること。
- (4) 事業拡張の場合にあっては、現に町内で10年以上事業を継続していること。



【町条例及び規則で定められた業種】

《これまでの業種》

- (1) 製造の事業
- (2) ソフトウェア業
- (3) 旅館業 ※下宿営業を除く
- (4) 医療・福祉業
- (5) 教育・学習支援業

《今回追加となった業種》

- (1) 農業・林業
- (2) 建築・土木・設備工事業
- (3) 道路旅客・貨物運送業
- (4) 卸売・小売業
- (5) 自動車販売・整備業
- (6) 廃棄物処理・衛生の事業
- (7) 飲食サービス業
※風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業に該当するものを除く。
- (8) その他町長が認める業種

平成26年9月1日（月）から、上記要件による申請の受付が始まっています。

【問い合わせ先】

大子町役場 観光商工課 商工係

電話：0295-72-1138 E-Mail：kankou@town.daigo.lg.jp

